

特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について

◆ 諮問事項

次頁の16医療機関に係る特定労務管理対象機関の指定について

特定労務管理対象機関（申請者）一覧①

医療機関名 (順番は県への申請順)		申請水準					評価センター 結果	各水準要件	共通要件
		B	連携B	C-1 (研修医)	C-1 (専攻医)	C-2			
1	医療法人徳洲会湘南厚木病院	◆		◆			適	○	○
2	公立大学法人 横浜市立大学附属市民総合医療センター	◆					適	○	○
3	日本医科大学武蔵小杉病院	◆	◆	◆	◆		適	○	○
4	北里大学病院	◆	◆	◆	◆	◆	適	○	○
5	藤沢市民病院	◆					適	○	○
6	横浜市立みなと赤十字病院	◆					適	○	○
7	川崎市立川崎病院	◆			◆		適	○	○
8	昭和大学横浜市北部病院		◆				適	○	○

特定労務管理対象機関（申請者）一覧②

医療機関名 (県への申請順)		申請水準					評価センター 結果	各水準要件	共通要件
		B	連携B	C-1 (研修医)	C-1 (専攻医)	C-2			
9	厚木市立病院	◆					適	○	○
10	昭和大学藤が丘病院		◆				適	○	○
11	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院		◆				適	○	○
12	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	◆					適	○	○
13	一般財団法人同友会藤沢湘南台病院		◆	◆	◆		適	○	○
14	東名厚木病院	◆		◆			適	○	○
15	聖マリアンナ医科大学病院	◆					適	○	○
16	独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	◆					適	○	○

医療勤務環境評価センターによる評価結果

全体評価の体系		申請医療機関	
適	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	3、6、8、11、12、13、16
	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	4、9、10
	○	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	1、2、5、7、14、15
※	△	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。	
	△	労働関係法令及び医療法に規定された事項(必須項目)に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。	

※ 評価結果の取扱い

「△」の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会における審議を行うこと。

全ての申請医療機関の共通要件達成状況

◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

指定要件(各水準共通事項)		確認方法	達成状況 (※)
1	都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。	以下、(1)～(3)により確認	○
(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・次に掲げる事項全てが記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 医師の労働時間の状況 イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項 エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	✓
(2)	医療法の規定による 面接指導及び休息時間の確保 を行うことができる体制が整備されていること。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	✓
(3)	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	指定申請様式6(誓約書)	✓
2	都道府県知事は、指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならない。	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	○

※全ての医療機関及び水準で達成していることを確認

諮問事項

① 申請者の指定申請の内容(共通要件)について

各水準共通要件



満たしている (医療勤務評価センターからも「O」の評価を受けている)

② 申請者の指定申請の内容(各水準)について

B水準



地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割(救急医療等)を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関であると認められる。

連携B水準



医療提供体制の確保のために必要な医師の派遣に係る業務であって、時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められる。

C1水準



臨床研修又は専門研修に係る業務であって、時間外・休日労働が年960時間を超える必要があると認められる。

C2水準



特定高度技能研修に係る業務であって、時間外・休日労働時間が年960時間を超える必要があると認められる。

以上のことから、今回申請のあった16機関について、特定労務管理対象機関として指定することとしたい。

◆各医療機関概要資料 特定労務管対象機関申請医療機関

1 医療法人徳洲会湘南厚木病院

1 - 1 医療法人徳洲会湘南厚木病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
医療法人徳洲会 湘南厚木病院	黒木 則光	<ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期 ・急性期 ・回復期 	9.0	2,327	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床研修医
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。</p> <p>労働時間の短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
<ul style="list-style-type: none"> ・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。 						

1 - 2 医療法人徳洲会湘南厚木病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

救急告示病院として、地域の救急医療及び救急輪番を担っており、年間2千数百の救急患者を受け入れている。今後も365日24時間の救急受入体制を維持し、地域医療の安定に寄与するためには、現状では医師が不足しており、早期に解消することが困難であります。

労働時間短縮の取組は進めているところではありますが、やむを得ず長時間労働となるため、B水準の指定が必要です。

1-3 医療法人徳洲会湘南厚木病院（C-1水準）

【C水準要件について】

- ◆臨床研修プログラム年次報告等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

当院の初期臨床研修医に対する教育プログラムでは、総合的臨床能力などの向上を目的に、十分な臨床経験が必要であり、また、勉強会・カンファレンス等の時間を確保し集中的に教育する必要があることから、長時間労働が必要です。

今後、教育プログラムの効率化や改善を行い、労働時間の短縮や労働環境の整備を進めていくが、段階的に改善することから、その間の猶予が必要となるために、C-1水準の指定が必要となります。

教育プログラムの改善により、効率的に総合臨床などの能力を得られるようにすることで、安定して初期臨床研修医の確保を行うことが可能となることから、影響はないと考えている。当院が必要とする初期臨床研修医の数が確保できることで、引き続き同水準の医療提供体制も確保が可能となります。

2 横浜市立大学附属病院市民総合医療センター

2-1 横浜市立大学附属病院市民総合医療センターの申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
公立大学法人 横浜市立大学附 属病院市民総合 医療センター	榑原 秀也	・高度急性期 ・急性期 ・回復期	49.1	4,507	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>医療法及び労働関係法令に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として詳細なマニュアル作成やシステム構築が行われている。</p> <p>又、医師労働時間短縮計画から今後の取組が見込まれる。</p> <p>労働時間短縮が進んでいないため、労働時間の短縮に向けて自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価						

2-2 横浜市立大学附属病院市民総合医療センター（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は横浜市救急医療体制における三次救急医療機関として緊急性の高い患者や重症患者に対して24時間365日体制で診療を行っています。横浜市内唯一の高度救命救急センターを有し、横浜市重症外傷センターにも指定され、広範囲からの特殊疾患患者や重症症例を集約して対応しています。また神奈川県周産期母子総合医療センターや神奈川県精神科救急医療機関施設等の指定も受けるなど地域医療の「最後の砦」としての役割を果たしています。

こうした中、タスクシフト・シェアをはじめ、医師の働き方改革に向けた取組を推進しており、病院全体としては時間外労働の縮減が図られていますが、救急疾患等への24時間体制での対応が求められる高度救命救急センターをはじめとした診療科においては、業務実態から宿直許可を取得することが難しい状況のため、やむを得ず長時間の業務に従事させることが必要となります。

3 日本医科大学武蔵小杉病院

3 - 1 日本医科大学武蔵小杉病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
日本医科大学武蔵小杉病院	谷合 信彦	急性期	31.57	5,426	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)	医師派遣
					③-1 技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医 専攻医

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。

備考

・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。

3-2 日本医科大学武蔵小杉病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関 二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	書類不要	○
	(2) 在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院では、救命救急センターを有し、年間の救急受入件数も5000台以上の実績があります。また、救急告示医療機関や病院群輪番制に参加し、一次救急から三次救急の患者を受け入れ、地域密着の中核病院として365日24時間体制で救急医療を提供しており、地域において重要な役割を担っております。現在、タスクシフト等の勤務環境改善を行っているところではございますが、患者対応等の理由からやむを得ず長時間労働が必要な場合があることから、B水準の指定申請を行います。

3-3 日本医科大学武蔵小杉病院（連携B水準）

【連携B水準要件について】

- ◆派遣先医療機関一覧(申請者提出)により確認

【申請の理由】

- ◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

当院は大学病院として、県内外の20を超える医療機関に対して医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するための役割を担っています。

派遣先によっては平日の日勤帯だけではなく、夜間帯における勤務が必要な場合もあり、時間外労働が増加し、やむを得ず長時間労働となる場合があるため、連携B水準申請を行います。

3-4 日本医科大学武蔵小杉病院の要件達成状況（C-1水準）

【C-1水準要件について】

- ◆臨床研修医・・・臨床研修プログラム年次報告等により確認
- ◆専攻医・・・専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

当院の初期研修医及び専攻医は、将来臨床の最前線で活躍してもらうために、治療判断の基盤となる経験を十分に培うことを求めており、また単なる診療技術だけではなく、患者との関わり方を学ぶことや、チーム医療を体得することも求められます。

そうした経験を培うことや、幅広い技術を学ぶためには、相応の時間を要し、プログラム上やむを得ず長時間労働が必要となるため、C-1水準を申請しました。

なお、長時間労働となる一方、長時間労働者には研修管理委員会等が介入し、確認を行い、研修・指導体制並びに労働環境の整備に最大限配慮することで人材確保の継続性を保ち、地域の医療提供体制に影響が出ないよう図っていきます。

4 北里大学病院

4-1 北里大学病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
北里大学病院	高相 晶士	<ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期 ・急性期 ・慢性期 	70	5,300	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)	医師派遣
					③技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医
					④特定高度技能研修機関(C-2水準)	専攻医

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

医師の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。

労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。

備考

・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。

4-2 北里大学病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	①精神科救急、③周産期医療を担う機関、 ④脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う、 ⑤心筋梗塞等心血管疾患の治療を行う医療機関、 ⑥高度のがん治療を行う医療機関 ⑦移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関 ⑧児童精神科を行う医療機関	・精神科救急運営事業委託契約書 ・脳神経外科、脳神経内科、心臓血管外科の診療実績 ・移植手術実績 等	○

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は、特定機能病院として、神奈川県央をはじめとし多摩地区等を含む広範囲の地域医療の中心的役割を担っている。また、三次救急医療機関として、生命に関わる重症患者を受け入れているほか、日本有数の1,200を数える病床にて地域のみならず遠方からも多くの患者を受け入れ最先端の先進医療を提供するため、医師一人ひとりの負担が非常に大きく、やむを得ず長時間従事させることが必要である。

4-3 北里大学病院（連携B水準）

【連携B水準要件について】

- ◆派遣先医療機関一覧（申請者提出）により確認

【申請の理由】

- ◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

当院は、特定機能病院として、神奈川県央をはじめとし多摩地区等を含む広範囲の地域医療の中心的役割を担っている。当院での最先端の先進医療の提供に限らず、当院で高度な医療技術を学んだ医師を近隣医療機関へ派遣し、地域の一次医療、二次医療を充実させることも、当院の重要な役割である。よって、地域の医療提供体制を確保するためには、地域医療機関への当院医師の派遣が必要である。

4-4 北里大学病院（C-1水準）

【C-1水準要件について】

- ◆臨床研修医・・・臨床研修プログラム年次報告等により確認
- ◆専攻医・・・専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

当院は特定機能病院として、高度で先進的かつ質の高い医療を提供すると同時に、広大な相模原医療圏における基幹病院として、近隣の医療機関と連携し地域医療の中心的役割を担っている。これにより患者数、症例数が非常に豊富である事に加え、基幹型臨床研修病院としての充実した施設・設備（臨床研修医・専攻医専用居室、ワークステーション、スキルスラボ等）が整備されている。また、208名の資格を持つ臨床研修指導医（2023年8月現在）、「屋根瓦方式」による手厚い指導、自己研鑽プログラム等により、臨床研修医、専攻医が充実した研修を受けるうえで最適な環境を提供している。このように充実した研修環境の提供が可能であるため、毎年多くの臨床研修医・専攻医より入職の希望がある。学べることも多いことから、最大限の臨床研修にはやむを得ず長時間労働を伴う場合があるが、そういった環境で研修を積んだ多くの医師が、その成果を当院のみならず地域医療機関においても発揮している。したがって、当院がC-1水準の指定を受けることが地域における臨床研修医や専攻医等の確保及び地域医療提供体制へ影響を及ぼさないとと言える。

4-5 北里大学病院（C-2水準）

【C-2水準要件について】

- ◆技能研修計画書、審査結果通知書等により確認

【申請の理由】

- ◆地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に悪影響を与えない理由

当院は、特定機能病院として、神奈川県央をはじめとし多摩地区等を含む広範囲の地域医療の中心的役割を担っている。また、三次救急医療機関として生命に関わる重症患者を受け入れているほか、日本有数の1,200を数える病床にて地域のみならず遠方からも多くの患者を受け入れ最先端の先進医療を提供している。症例数が非常に豊富であるため、日々多くの患者の診療を行うことそのものが技能研修となり、地域医療の提供体制を維持しながらの技能研修が可能である。

5 藤沢市民病院

5-1 藤沢市民病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
藤沢市民病院	西川 正憲	・高度急性期	40.4	8,598	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組は行われているが、さらなる改善に向けて取り組むことが望まれる。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

5-2 藤沢市民病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関 二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	書類不要	○
	(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は救命救急センターを有し、複数診療科領域の重篤症状の患者に高度医療提供する三次救急機関として指定を受けており、年間でも9,000件弱の救急搬送実績を有し、湘南東部地域を中心に、その周辺の地域医療も支える中心的役割を担っている。

労働時間短縮の取組は進めているが、地域医療提供体制に鑑み、24時間体制の救急医療を提供するためには、やむを得ず長時間従事させることが必要である。

6 横浜市立みなと赤十字病院

6-1 横浜市立みなと赤十字病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
横浜市立みなと赤十字病院	大川 淳	・高度急性期 ・急性期	39.3	12,076	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、適切な労働時間の把握や勤務環境改善の取組が行われている。</p> <p>医師の労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けての取組が必要である。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。						

6-2 横浜市立みなと赤十字病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は横浜市の中核病院として、24時間365日すべての急患に対して「断らない救急」を実践している。救命救急センターでは心臓疾患、脳血管疾患、重度外傷などに対して集中治療部、各診療科と緊密に連携して即応体制を整え、さらに小児や妊婦、透析患者、精神疾患の方も受けつけており、市民に対して質の高い医療を提供するために、時間外に各科医師を配置することが不可欠になっている。

7 川崎市立川崎病院

7-1 川崎市立川崎病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
川崎市立 川崎病院	野崎 博之	・高度急性期 ・急性期	40.4	8,598	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	専攻医
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの取組がなされているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

7-2 川崎市立川崎病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

地域の医療提供体制の確保に当たっては、県医療計画において三次救急医療機関の救命救急センターとしての重要な役割を担っており、医師をやむを得ず長時間従事させる必要があるため。

7-3 川崎市立川崎病院 (C-1水準)

【C-1水準(専攻医)要件について】

◆専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由

◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

当該診療科(内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科)の専門研修プログラムで、カンファレンス等を就業時間内に行うなどにより研修の効率化を図った上でも、研修計画に沿って一定期間集中的に数多くの診察を行い、様々な症例を経験することが医師としての技能や能力の習得に必要不可欠であるため、長時間の時間外労働が必要となる。

当院で従事する専攻医のほとんどは、別の専門研修基幹施設が同施設の専門研修プログラムにおいて、当院を協力施設としていることから従事しており、当院を基幹施設として従事する専攻医は全体の10%程度であることから、当該プログラム内容で専攻医を募集しても、専攻医の確保へ与える影響はないと考える。

8 昭和大学横浜市北部病院

8-1 昭和大学横浜市北部病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
昭和大学横浜市北部病院	大川 淳	・高度急性期 ・急性期	51.6	6,210	①連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)	医師派遣

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの推進、会議やカンファレンスの合理化などがされているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けた取組が期待される。

医師の労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。

備考

・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。

8-2 昭和大学横浜市北部病院の要件達成状況（連携B水準）

【連携B水準要件について】

◆派遣先医療機関一覧(申請者提出)により確認

【申請の理由】

◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

当院は県内で医師が不足している病院、クリニックを中心に県内外に計380を超える医療機関に医師を派遣しており、各地域の地域医療を支える役割を担っている。新制度施行後も引き続き地域医療の安定化を支える必要があることから当院医師の派遣が必要である。

9 厚木市立病院

9-1 厚木市立病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
厚木市立病院	長谷川 節	・急性期	23.7	4,811	<u>特定地域医療提供機関(B水準)</u>	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、基本的労務管理体制の整備はなされているが、勤務計画の作成に取り組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。						

9-2 厚木市立病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	病床機能報告
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

当院は厚木市及び愛川町を中心とした県央地域の公立の基幹病院として、地域の医療機関との連携を推進するとともに、急性期を中心とした二次医療の提供や、専門性に基づく高度医療の強化に努めているため。
(地域医療支援病院、救急告示病院、神奈川県がん診療連携指定病院、災害医療拠点病院等)

10 昭和大学藤が丘病院

10-1 昭和大学藤が丘病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
昭和大学藤が丘病院	高橋 寛	・高度急性期	36.9	5,397	連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)	医師派遣

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの推進、会議やカンファレンスの合理化などが十分になされている。勤務計画の作成等については、勤怠管理システムの改修が必須であるが医師労働時間短縮計画に当年度の取組目標として記載されており今後の取組が見込まれる。

労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。

備考

・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。

10-2 昭和大学藤が丘病院の要件達成状況（連携B水準）

【連携B水準要件について】

◆派遣先医療機関一覧(申請者提出)により確認

【申請の理由】

◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

当院は県内で医師が不足している病院、クリニックを中心に県内外に計350の医療機関に医師を派遣しており、各地域の地域医療を支える役割を担っている。新制度施行後も引き続き地域医療の安定化を支える必要があることから当院医師の派遣が必要である。

11 昭和大学藤が丘リハビリテーション病院

11-1 申請者（昭和大学藤が丘リハビリテーション病院）の情報

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別
昭和大学藤が丘 リハビリテーション 病院	市川 博雄	・急性期 ・回復期	11.8	0	連携型特定地域医療提供機関(連携B水準) 医師派遣

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。
 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の働き方改革についての医師への研修及び患者への協力依頼がなされているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けた取組が期待される。
 医師の労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。

備考

・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。

11-2 昭和大学藤が丘リハビリテーション病院の要件達成状況（連携B水準）

【連携B水準要件について】

- ◆派遣先医療機関一覧(申請者提出)により確認

【申請の理由】

- ◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

当院は県内で医師が不足している病院、クリニックを中心に県内外に計30を超える医療機関に医師を派遣しており、各地域の地域医療を支える役割を担っている。新制度施行後も引き続き地域医療の安定化を支える必要があることから当院医師の派遣が必要である。

12 国家公務員共済組合連合会平塚共済病院

12-1 申請者（国家公務員共済組合連合会平塚共済病院）の情報

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	稲瀬 直彦	・高度急性期 ・急性期	26.1	7,079	特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアが実施されているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。</p> <p>医師の労働時間短縮に向け、引き続き改善に向けた取組が必要である。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。						

12-2 国家公務員共済組合連合平塚共済病院の要件達成状況（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	地域医療支援病院の業務に関する報告書
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

医療の質を確保しつつ、時間外・休日労働時間数の削減や労働時間短縮に向けた取り組み(タスク・シフト)を行っているが、高度な専門性が求められる当該診療科においては医師数が減少しており、医師の確保も困難な状況にあり、早期に解消することができないため。

13 一般社団法人同友会藤沢湘南台病院

13-1 一般社団法人同友会藤沢湘南台病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
一般社団法人同友会藤沢湘南台病院	熊切 寛	・急性期 ・回復期 ・慢性期	5	3,514	①連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)	医師派遣 初期臨床 研修医 専攻医
全体評価 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる						
指摘事項・助言等 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、勤怠システムを用いて医師の労務管理が整備されているが、労働時間短縮に向けた研修などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが期待される。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。						
備考 ・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。						

13-2 一般社団法人同友会藤沢湘南台病院（連携B水準）

【連携B水準要件について】

- ◆派遣先医療機関一覧（申請者提出）により確認

【申請の理由】

- ◆地域の医療提供体制を確保するために、派遣が必要である理由

地域により医師が不足し、比較的小規模な医療機関では医師の配置や患者様の受け入れすらも難しいことがある。こういった地域に医師を派遣することにより、適切な医療サービスの提供が可能となり、地域の医療機関を安定させることができる。当院では県内を中心に、県内外の医療機関も含め50を超える医療機関に医師を派遣し、地域医療を支えている。また、不足している診療科の医師を配置することで、地域全体のバランスを保ち、地域的な不便さを解消し、患者様にとって適切な医療を提供することができるようになると考えていることから連携B水準を申請する。

13-3 一般社団法人同友会藤沢湘南台病院（C-1水準）

【C-1水準要件について】

- ◆臨床研修医・・・臨床研修プログラム年次報告等により確認
- ◆専攻医・・・専門研修プログラム等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

研修プログラムでは、患者ケア・手術技術・診断・治療法などの専門的な知識やスキルを包括的に学び、実地での臨床経験など限られた時間内でより多くの経験を積む必要があり、これが長時間の労働を必要とする要因になる。また、急患や緊急事態に対応することで冷静な判断力を身につけ、非常事態や複雑な状況に対応できるスキルを習得でき、延いては地域医療安定の一端を担うことになると考える。

地域医療において必要とされる医療スキルや知識を持つ医師を育成することで、患者に対してより高品質で専門的な医療サービスを提供することができるようになる。また、技術向上を目指す医療機関であることは、結果として優秀な研修医や専攻医が集まり、医師確保の向上・安定に繋がり、ポジティブな影響こそあれ、ネガティブな影響はないと考える。

14 東名厚木病院

14-1 東名厚木病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
東名厚木病院	北野 義和	・急性期	17	4,449	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。						
指摘事項・助言等						
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の業務の見直しへの取組は行われているが、面接指導および就業上の措置の実施体制や医師の適切な勤務計画の作成などの項目が計画段階であることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

14-2 東名厚木病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況
(1)	救急医療	三次救急医療機関	
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)	地域医療支援病院の業務に関する報告書
(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

二次救急医療機関として、24時間365日救急患者の受け入れを行うため。また、地域医療支援病院として、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る体制確保のため。

14-3 東名厚木病院の要件達成状況(C-1水準)

【C-1水準(専攻医)要件について】

- ◆臨床研修プログラム年次報告書等により確認

【申請の理由】

- ◆当該研修において、長時間の休日・時間外労働が必要な理由
- ◆C-1水準指定による地域における臨床研修医や専攻医等確保及び地域の医療提供体制への影響がない理由

急性期医療と地域医療・プライマリーケアを基本とし、総合的臨床能力と専門性を有する医師の育成を目的としているため。

1年時から副当直として、上級当直医と共に救急患者の診療にあたることで、1、2次、時に3次にわたる救急医療を体験し、救急時の初期対応ができるようにするため。

15 聖マリアンナ医科大学病院

15-1 聖マリアンナ医科大学病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
聖マリアンナ医科大学病院	大坪 毅人	・高度急性期 ・急性期	62	6,434	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療
全体評価						
医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる						
指摘事項・助言等						
<p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの実施や勤務環境改善への取組はなされているが、適切な労働時間の把握と管理体制や面接指導実施体制の整備などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。</p>						
備考						
・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。						

15-2 聖マリアンナ医科大学病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関 二次救急医療機関 （年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。）	書類不要	○
	(2)	在宅医療		
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は24時間365日稼働している救命救急センターを設置し、年間の救急車受入台数も5000台を超え、神奈川県川崎市北部地域の医療圏を全面的にカバーしており、当該地域の地域医療を支える役割を担っている。労働時間の短縮の取組は進めているが、やむを得ず長時間労働となることからB水準の申請が必要である。

16 独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院

16-1 独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院	三上 容司	・急性期	47.3	8,956	①特定地域医療提供機関(B水準)	救急医療

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、面接指導体制の構築やタスク・シフト／シェアの実施がなされているが、勤務計画の作成などが計画段階になっていることから早期実施に向けて取組むことが必要である。

医師の労働時間短縮に向けて、引き続き改善への取組が期待される。

備考

・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。

16-2 独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院（B水準）

◆ B水準の要件充足の確認

指定要件		確認方法	達成状況	
(1)	救急医療	三次救急医療機関	書類不要	○
		二次救急医療機関 (年間救急車受入台数1000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。)		
(2)	在宅医療			
(3)	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療			

◆ 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

当院は、救急救命センターの認可を受けており、年間で8,956台（令和4年度実績）の救急車の受入実績があるなど、地域中核病院として、24時間、365日いつでも安心してかかることができる救急診療体制の充実を図っています。

労働時間の短縮の取組は進めているところではありますが、引き続き同水準の救急医療体制を維持するためには、やむを得ず長時間労働に従事する必要があることから、B水準の申請を行います。

◆参考①

特定労務管理対象機関の指定要件等について

医師の働き方改革について

医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の特長を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働
特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～) 法改正で対応

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
評価センターが評価
都道府県知事が指定
医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)				
C-2 (高度技能の修得研修)	1,860時間			

医師の健康確保

面接指導
健康状態を医師がチェック

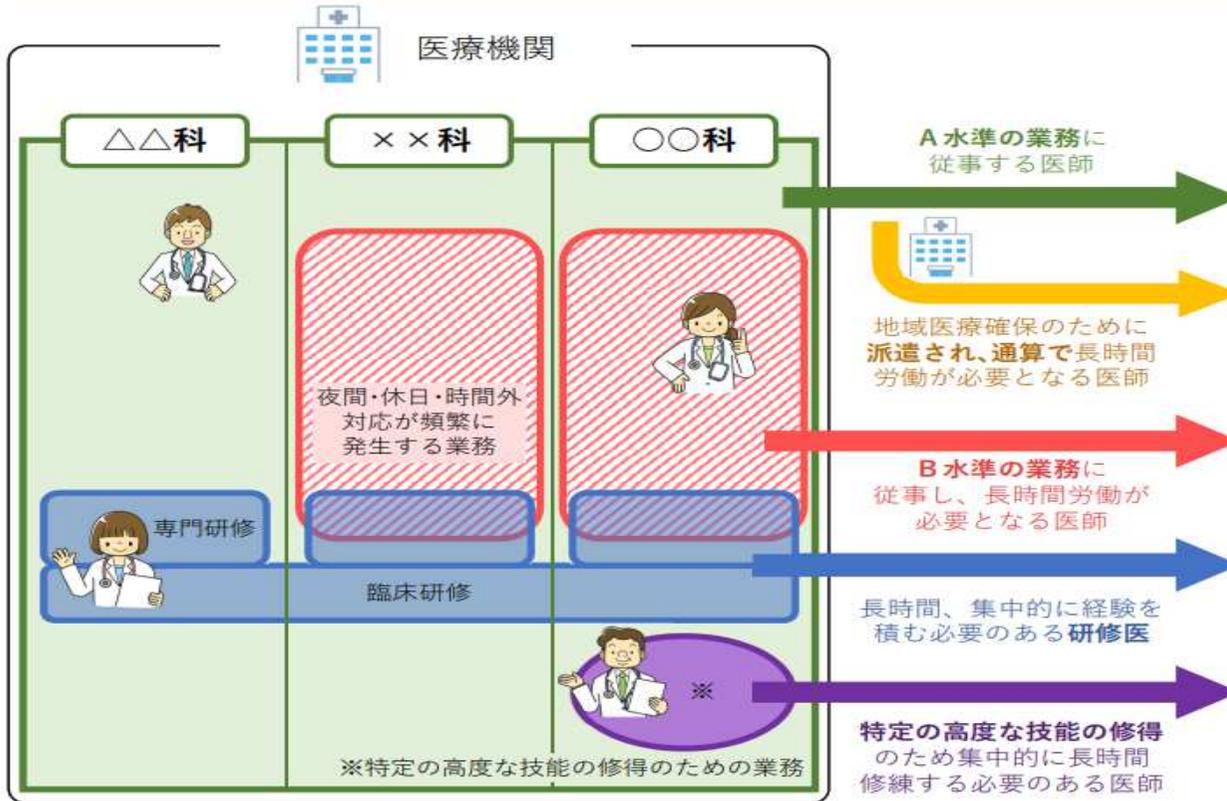
休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

特例水準の枠組み

各水準の指定と適用を受ける医師について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される**。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関は**それぞれの水準についての指定を受ける必要がある**。

*年の時間外・休日労働時間数（簡明さを優先し、詳細は省略）



医療機関に必要な指定	医師に適用される水準	
	36協定で定めることができる時間*	実際に働くことができる時間*(通算)
—	960以下	960以下
連携B	960以下	1,860以下
B	1,860以下	1,860以下
C-1	1,860以下	1,860以下
C-2	1,860以下	1,860以下

臨床研修医にはより強い健康確保措置

この医療機関の例の場合、連携B、B、C-1、C-2の4つの指定が必要となる。(それぞれの指定要件は大部分が共通)

特定労務管理対象機関の指定にあたって

◆ B、連携B及びC-1水準

① 評価機能による評価の受審

医療機関における追加的健康確保措置や労務管理の実施状況、労働時間の実績や労働時間短縮に向けた取組状況等について、評価センターによる評価をあらかじめ受けていること。【新医療法第113条第4項（※）】

※連携B水準は第118条、C-1水準は第119条、C-2水準は第120条での読み替え

② 都道府県医療審議会の意見聴取

各水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。【新医療法第113条第5項】

◆ C-2水準

①② 同上

③ 審査組織（C-2ナビ）による審査の受審

医療機関の教育研修環境及び医師個人が作成する「特定高度技能研修計画」の内容について、C-2ナビによる個別審査をあらかじめ受けていること

特定労務管理対象機関指定要件（その他）

◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

指定要件(各水準共通事項)	根拠(※)
都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる、	新医療法第113条第3項
1 <ul style="list-style-type: none"> ・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・次に掲げる事項全てが記載されていること <ul style="list-style-type: none"> ア 医師の労働時間の状況 イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項 エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 	新医療法第113条第3項第1号
2 医療法の規定による 面接指導及び休息時間の確保 を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第113条第3項第2号
3 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第113条第3項第3号

※連携B、C-1、C-2は、それぞれ118条、119条、120条で読み替え

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

◆ B水準

地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割(救急医療等)を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関

■新医療法第113条

都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

	指定対象医療機関	説明、具体例、他府県事例等
1号 救急医療	<p>◆医療計画において三次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新医療法第113条第1項第1号 ・新医療法施行規則第80条第1項第1号 ・厚生労働省告示（令和4年1月19日 告示第9号） 	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター
	<p>◆医療計画において二次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。</p> <p>ロ 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関と同様 	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制への参加病院及び救急告示病院 <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件イを満たす二次救急医療機関は、救急医療の事業の確保に重要な役割を担っていることから、要件ロを満たすものとする。 (医療計画上も二次救急医療機関の量的確保と質の充実を図ることとしている。)

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

指定対象医療機関	説明、具体例、他府県事例等
<p data-bbox="69 683 114 762">2号</p> <p data-bbox="69 820 114 995">在宅医療</p> <p data-bbox="145 616 1108 708">◆居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所</p> <p data-bbox="165 817 376 858">【根拠法等】</p> <ul data-bbox="159 871 985 1062" style="list-style-type: none"> ・新医療法第113条第1項第2号 ・医療法施行規則第80条第1項第2号 ・地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足 	<p data-bbox="1155 743 1279 785">【説明】</p> <ul data-bbox="1149 794 2096 887" style="list-style-type: none"> ・機能強化型在宅療養支援病院の単独型・連携型 ・機能強化型在宅療養支援診療所の単独型・連携型

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

3号
地域で提供困難

指定対象医療機関

◆地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所

【根拠法等】

- ・新医療法第113条第1項第3号
- ・医療法施行規則第80条第1項第3号
- ・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ
- ・**地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足**

説明、具体例、他府県事例等

(1) 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）	精神科救急医療体制参加医療機関（基幹・輪番医療機関）
小児救急のみを提供する医療機関	左記のとおり
周産期医療を行う医療機関	・急性期・高度急性期病棟を持つ総合又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関
脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う医療機関	・脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件/年以上
心筋梗塞等の心血管疾患の治療を行う医療機関	・急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年以上

(2) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

高度のがん治療を行う医療機関	・地域がん診療連携拠点病院 ・地域がん診療病院 ・小児がん拠点病院
移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	左記のとおり
児童精神科を行う医療機関	

なお、上記（1）及び（2）に記載の要件はあくまで例示であるため、その他の医療機関については個別に問合せを受け付ける。

特例労務管理対象機関の指定要件（連携B水準）について

◆ 連携B水準

■新医療法第118条

都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**連携型特定地域医療提供機関**として指定することができる。

 医師派遣の実施に関する資料により確認
（派遣先一覧、派遣が必要な理由により判断）

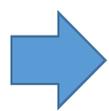
特例労務管理対象機関の指定要件（C-1水準）について

◆ C-1水準

■新医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**技能向上集中研修機関**として指定することができる。

- 一 **医師法第十六条の二第一項**の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
- 二 **医師法第十六条の十一第一項**の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師



都道府県知事により指定された**臨床研修プログラム**又は
日本専門医機構により認定された**専門研修プログラム／カリキュラム**の
研修機関

8 特例労務管理対象機関の指定要件（C-2水準）について

◆ C-2水準

■新医療法第120条

都道府県知事は、当分の間、**特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）**における**高度な技能を有する医師を育成する**ために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、**当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。**）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**特定高度技能研修機関**として指定することができる。

➡ C-2水準の対象として**審査組織**が特定する技能を有する医師を育成するのに、**十分な教育研修環境を有している医療機関**

◆参考② 特定労務管理対象機関の申請状況等について

都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況
令和5年12月25日現在

都道府県名	申込件数	都道府県名	申込件数
北海道	23	滋賀県	7
青森県	6	京都府	13
岩手県	5	大阪府	35
宮城県	11	兵庫県	22
秋田県	2	奈良県	4
山形県	3	和歌山県	2
福島県	10	鳥取県	3
茨城県	4	島根県	2
栃木県	8	岡山県	5
群馬県	5	広島県	10
埼玉県	25	山口県	3
千葉県	28	徳島県	3
東京都	51	香川県	2
神奈川県	34	愛媛県	2
新潟県	4	高知県	5
富山県	2	福岡県	28
石川県	3	佐賀県	3
福井県	2	長崎県	2
山梨県	2	熊本県	3
長野県	8	大分県	4
岐阜県	14	宮崎県	3
静岡県	16	鹿児島県	7
愛知県	27	沖縄県	14
三重県	6		
合計	481		

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

■ 評価センターの受審状況（12/25現在）

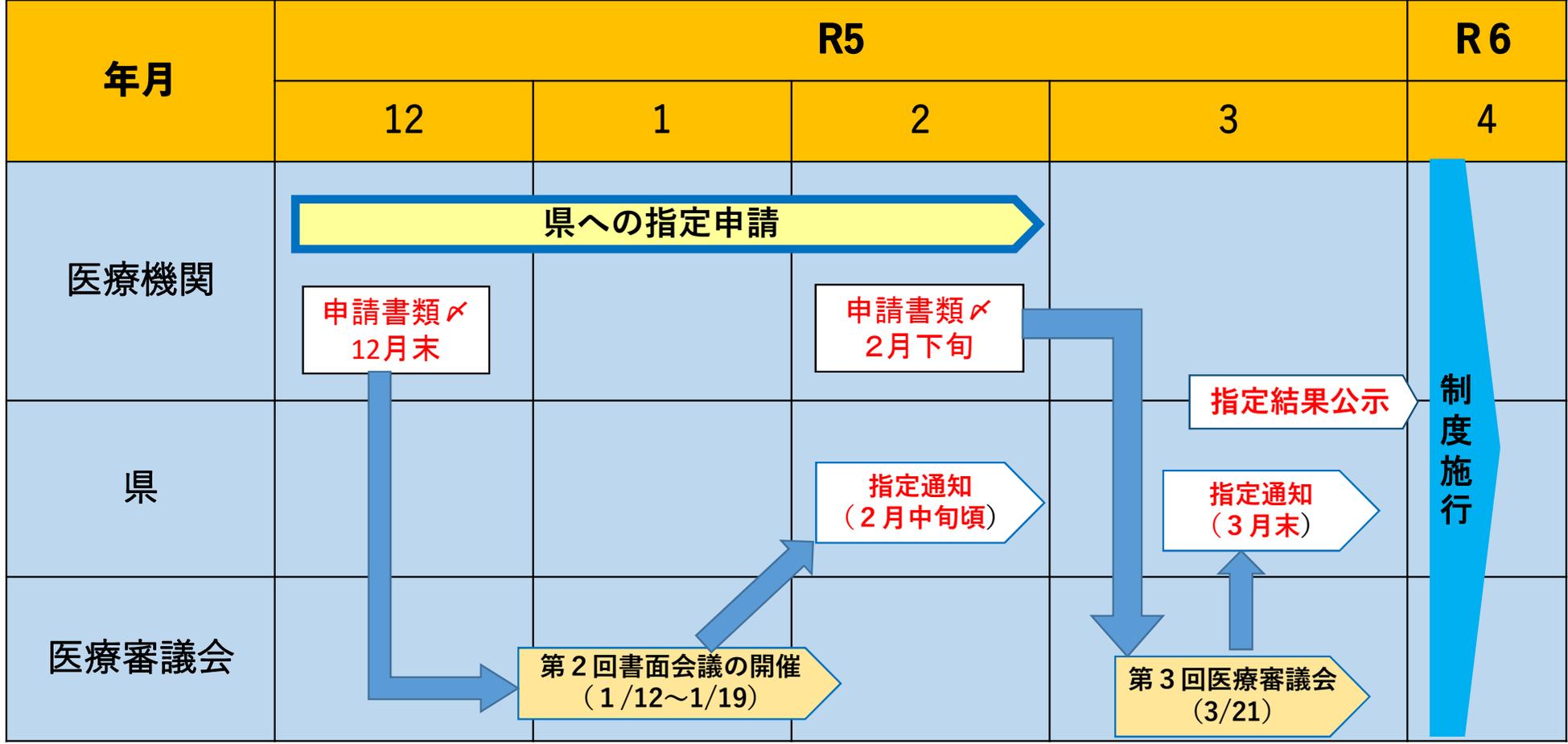
- ・ 評価センター受審申込件数は、全国で481件
- ・ 県内医療機関の受審申込件数は34件

⇒特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増減の可能性あり）
（11月webフォームアンケート結果（11/14㍻）より）

■ 県への申請状況（1/9現在）

- ・ 申請：17件（指定済医療機関を含む）

特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール①



特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール②

	日程	内容
第1回	9月8日	医療対策協議会へ報告
	10月20日	医療審議会へ意見聴取
	11月16日	特例水準の指定(1回目)

→ **指定済 (1機関)**

	日程	内容
第2回	12月19日	医療対策協議会へ報告
	1月12～1月19日	医療審議会へ意見聴取(書面)
	2月中旬頃	特例水準の指定(2回目)

→ **16機関**

	日程	内容
第3回	3月上旬	医療対策協議会へ報告
	3月21日	医療審議会へ意見聴取
	3月末	特例水準の指定(2回目)

→ **18機関 (予定)**

指定結果の公示 (3月末)

資料は以上となります。